片頭痛の患者さんへ

医療費が高額になったら医療費助成を利用できます

治療を続けたいけれど、医療費の負担が気になるなぁ・・・

医療費が高額になったときに、費用の負担を軽減できる制度があります。
今回は、公的に利用できる制度のうち、主な3つをご紹介します。
医療費に対する不安が少しでも軽くなって、安心して治療に取り組めることを願っています。

医療費控除（税の負担が軽減される）

「医療費控除」は税の負担が軽減される制度です。1年間に一定の額を超える医療費（多くの場合は10万円）を支払った場合に、税務署に申告（または電子申告:e-Taxを利用）することで所得税が安くなります。

- **確定申告**（確定申告の義務がない人は還付申告）**で還付金を受け取る**
- **対象となる医療費：診療費、薬剤費、入院費、通院時の交通費など**
- **領収書やレシート：提出は不要だが5年間は保管する必要がある**

【お問い合わせ先】お近くの税務署、または国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）でチェック

高額療養費制度（医療費が軽減される）

「高額療養費制度」とは、医療費の一部が払い戻される制度です。
公的な医療保険（国民健康保険、企業の健康保険組合など）で利用できます。

- **1カ月の医療費の自己負担限度額を超えた金額が払い戻される**
- **自己負担限度額は、人によって異なる**（年齢や所得などの条件による）
- **公的な医療保険の種類によって請求窓口が異なる**
  [国民健康保険、被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合）、後期高齢者医療制度]

【お問い合わせ先】ご加入の医療保険や、医療機関の窓口

付加給付制度（医療費が軽減される）

「付加給付制度」とは、医療費の一部が払い戻される制度です。
ご加入の健康保険組合によっては、高額療養費制度よりも低い自己負担限度額を、独自に定めている場合があります。

- **1カ月の医療費の自己負担限度額を超えた金額が払い戻される**
- **自己負担限度額は各健康保険組合によって異なる**
- **高額療養費制度と組み合わせて利用できる**

【ご注意】付加給付制度がない場合もありますので、
ご加入の健康保険組合などに確認してください。

【お問い合わせ先】ご加入の健康保険組合など

AMGEN
アムジェン株式会社
ERN221012MH2
2024年7月作成